

平成25年度第4回 労働トラブル防止総合講座

日本マクドナルド事件後 どう変わった、どう変わる！

# 管理監督者をめぐる トラブル事例と防止対策

主催：愛知県下各労働基準協会

労働基準法では、管理監督者は労働時間の規制対象外としています。しかし、この管理監督者の定義は曖昧であり、組織体制、権限、待遇等を総合的に判断する必要がある、誤った判断で労働者を管理監督者として扱い、監督署より指導を受ける、あるいは民事事件として賃金不払いで裁判に訴えられるケースが後を絶ちません。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、“管理監督者をめぐるトラブル事例と防止対策”をテーマとする、平成25年度第4回「労働トラブル防止総合講座」を開催します。

ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

●日 時 平成26年3月7日(金)

午後1時30分 ~ 午後4時30分

●会 場 中日パレス 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル5階

日本マクドナルド事件後 どう変わった、どう変わる！

管理監督者をめぐる トラブル事例と防止対策

福岡宗也法律事務所 弁護士

愛知労働局紛争調整委員 庄司俊哉氏



## 管理職はみんな『管理監督者』？

● 労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な職務内容を有していること

● 労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な責任と権限を有していること

● 現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないようなものであること

● 賃金等について、その地位にふさわしい待遇がなされていること

厚生労働省  
「労働基準法における管理監督者の  
範囲の適正化のためにより

## 日本マクドナルド事件って??

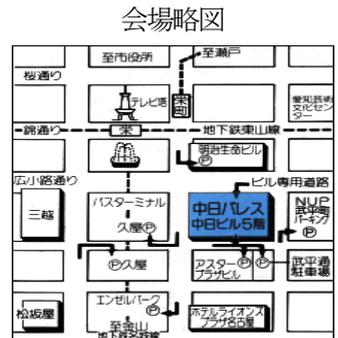
残業代を支払わなくてよい管理監督者であるかどうかを判断した有名な裁判例。①労務管理を含め、企業全体の事業経営にどのように関与しているか、②労働時間等に対する規制になじまないものであるか、③管理監督者にふさわしい待遇がされているかを総合的に判断し、管理監督者に当たらないと認められ、過去の未払割増賃金と付加金を合わせ、約755万円の支払いが命じられた。

●対 象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等（定員150名）

- 費用 会員 6,000円(資料代・税を含む)  
非会員 8,000円(資料代・税を含む)

- 申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振り込みください。  
実施機関より受講票を開催日の7日前までにお送りいたします。

- 振込先 三菱東京UFJ銀行 黒川支店  
普通預金 No.2036133  
一般社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計  
恐れ入りますが、振込手数料は貴社にてご負担願います。



名称	所在地	電話番号	FAX番号
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130
岡崎労働基準協会	〒444-0834 岡崎市柱町上荒子30-2	(0564)52-3692	(0564)54-0739
一宮労働基準協会	〒491-0046 一宮市天王3-4-9 大森石油(株)千間クラブ内	(0586)43-5747	(0586)43-5748
(社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)82-2575
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26	(0567)26-4603	(0567)28-7390
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244

労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

事業場名		TEL	( )	—
		FAX	( )	—
事業内容		労働者数		人
所在地	〒			
ご出席者	氏名	所属部署・職名	受講日	
			3月7日	
			3月7日	
会費支払時期	月 日	銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者(部署名) 様

会員番号※				
-------	--	--	--	--

※会員番号 郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。  
 ※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。